國際労働會議に関する諸問題

国際部

国際労働協会は、国際労働会議と其の本質を同じゆうするものであって、同協会は国際労働会議から離れんとする労働階級を喰い止めるための欺瞞的企図に他ならない。従而斯る機関に労働階級が参加することは、寧ろ有害であって何等利益を齎すものではない。然るに斯る機関に国内の主なる労働団体の代表者が参加して居るからと云って、例へ一時にもせよ、同協会の勧誘に応じて野田委員長の個人としての参加を認めたのは、常任委員会の誤りである。この点に関し、関東地方評議会より提出されし質問並意見書に対し、第十回第十一回常任委員会並に第三回中央委員会は充分討議の結果、関東地方評議会の意見を正当と認め、斯る支配階級の欺瞞政策に対して寧ろ積極的にボイコットして其の欺瞞性を暴露すべきであるとした。而して野田委員長もまた、これより先、全協会が、無産階級に於ての何等利用価値なきものなるを認め脱退された。

然るにこの問題に関して数回討議して行くに従ひ、国際労働会議の利用価値並にその利用方法に及ぶこととなり、第三回中央委員会は、大体同会議に対する代表選出には反対すべしとの意見になったが、創立大会に於ては、代表選出まで反対してゐないのであり、且つこの問題は、国内の他労働団体その協同行動にも影響ある為めで、更に各組合に於て充分討議して貰ふこととし、討議参考資料を作製配布した。而して、第一回拡大中央委員会に於て、更に本問題に就て充分なる討議を為した結果、国際労働会議の本質に就ては、既に評議会創立大会に於て、明白にされてゐるが、其の利用価値に至っては、大いに異り且つ減じてゐる。併しながら国際労働会議に対する我国労働団体の意見は未だ一致してゐない。殊に国際労働会議代表選出の問題に至っては、真に我国全労働階級の意向によって選出されるに非らずして、比較的多数の投票権を有する、二三団体の専断的密々裡の協議に依って決定せられ、全労働者の公正なる代表選出法を蹂躙して居ると同時に、代表が会議に臨むに当り、議題其他につき、何等一般労働大衆の意向を聞き且つ酬ゆることをなかった。

吾々は斯る状態は決して国際労働会議を利用する真の方法に非ずとなし、国際労働会議に対する国内労働団体の意見を統一し、進んで共同戦線形成の機会を造るために左の方針を以て、第八回国際労働会議代表選挙に参加すべきことを決議した。

一、公正なる選挙方法に依り、最も適当なる人物を代表者に選ぶこと。